

# 倉敷市環境基本条例施行規則

平成 12 年 2 月 15 日

規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、倉敷市環境基本条例(平成 11 年倉敷市条例第 34 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(環境基本計画)

第 2 条 条例第 8 条第 2 項に規定する環境基本計画に定める事項のうち自然環境保全に係るものは、次のとおりとする。

- (1) 自然環境保全の施策の目標の年次計画
- (2) 土地の利用、開発等の計画の策定及び実施に当たって配慮すべき自然環境の保全のために必要な措置に関する事項
- (3) 自然環境の保全に関する施設の整備に関する事項
- (4) 自然環境の保全に関する知識の普及及び思想の高揚に関する事項
- (5) 市民の行う自然環境の保全に関する自主的な活動の助長に関する事項
- (6) 自然環境の保全に関する科学的な調査及び研究の推進に関する事項
- (7) 自然環境を保全するための監視指導体制の整備に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、自然環境を保全するための重要な施策に関する事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。